



Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

TIPLo Attorneys-at-Law 台灣國際專利法律事務所

© 201509 TIPLo, All Rights Reserved.

TIPLo Outstanding work on Litigation Case (2015.09)

Example work 1

<p>案件摘要</p>	<p>あるドイツの大型工業機械製造会社が經濟部知的財産局に日本大型工業機械製造会社（弊所のクライアント）による特許を取消す旨の無効審判を請求した。請求事件は經濟部知的財産局による審理の後、無効審判不成立の処分（弊所クライアントの勝訴）が下された。その後、無効審判請求人は經濟部訴願審議委員会に訴願を提起したが、訴願審議委員会は知的財産局の無効審判不成立の処分を維持し、無効審判請求人の訴願（弊所のクライアント勝訴）を棄却した。無効審判請求人がこれを不服として、裁判所に訴訟を提起したので、目下知的財産裁判所で審理されている。</p>
<p>弊所担当者</p>	<p>林志剛弁護士/弁理士 高山峰弁理士 廖文慈弁護士/弁理士 吳偉汾エンジニア</p>
<p>他所協力部分</p>	<p>N/A</p>
<p>期日</p>	<p>2011. 07 : 無効審判被請求 2011. 09 : 無効審判被請求の答弁書提出 2013. 02 : 面接実施 2013. 03 : 無効審判請求の理由補充書提出 2013. 07 : 無効審判被請求の答弁書提出 2013. 11 : 無効審判被請求の答弁書提出 2014. 03 : 無効審判請求の理由補充書提出 2014. 06 : 知的財産局より無効審判不成立の処分 2015. 02 : 訴願審議委員会より訴願の棄却 2015. 05 : 知的財産裁判所への訴訟提起</p>
<p>本件要点</p>	<p>1. 係争特許は海水処理方法及び装置に関する特許であり、無効審判請求人が全部の請求項について無効審判を請求した。知的財産局の段階において双方は共に面接を申請した。知的財産局はもともと本件に新規性及び進歩性を有しない旨の心証を公開していたが、弊所から面接のときに審理委員に係争特許とすべての無効審判証拠との差異について詳しく説明し、並びに何回も答弁書を提</p>

	<p>出して説明した結果、最終的に審理委員は弊所の論点を全部受け入れ、無効審判不成立の処分（弊所のクライアント勝訴）を下した。その後、無効審判請求人は知的財産局の処分を不服として、經濟部訴願審議委員会に訴願を提起したが、訴願会は知的財産局の処分を維持し、無効審判請求人の訴願を棄却した（弊所のクライアント勝訴）。</p> <p>2. 本件の争点は、無効審判の証拠では「装置最終出口（海への排出）の pH 値」が 6.5 より高いと開示していたが、その数値は単なる中国の海水排出数値に対応するものであり、無効審判証拠の発明者が装置を小型化するために研究分析して得たベストデータではないので、たまたま数値が同一なだけで係争特許には新規性及び進歩性を有しないことを証明することができるか否かにある。過去、わが国知的財産局には長年来上記のような論理的な錯誤が存在していたため、無効審判請求人は任意に無効審判の証拠で開示されたデータ資料に基づいて、当該数値によって規定される存在する技術思想を問わず、他人の特許を取消すことができた。はじめ審理委員も同一の見解を持っていたが、弊所弁護士が論理を説明し、審理委員の論理的な盲点を突いたので、結局弊所のクライアントの勝訴が決まった。</p>
--	---

Example work 2

<p>本件摘要</p>	<p>ある台湾の自転車製造会社が前後にわたって 2 回經濟部知的財産局に日本自転車製造会社による同一案件の特許 (N01、N02) を取消す旨の無効審判を請求した。知的財産局は N01 の件に対し、無効審判成立の審決を下した（弊所のクライアント敗訴）。弊所クライアントが經濟部訴願審議委員会に訴願を提起した結果、訴願審議委員会より知的財産局の審決が取消され（弊所のクライアント勝訴）、知的財産裁判所でも訴願会の決定が維持され、訴えが棄却された（弊所のクライアント勝訴）。無効審判請求人はその後二件目の無効審判を請求したが (N02 の件)、知的財産局による審理の後、無効審判不成立の処分が下された（弊所のクライアント勝訴）。</p>
<p>弊所担当者</p>	<p>林志剛弁護士/弁理士 高山峰弁理士 廖文慈弁護士/弁理士 詹皓安エンジニア</p>
<p>他所協力部分</p>	<p>N/A</p>
<p>期日</p>	<p>2008. 8 : 無効審判被請求 (N01 の件) 2008. 10 : 無効審判被請求の答弁書提出 (一) (N01 の件) 2010. 11 : 無効審判請求の理由補充書提出 (N01 の件) 2011. 02 : 無効審判被請求の答弁書提出 (二) (N01 の件)</p>

	<p>2011. 11 : 知的財産局より無効審判成立の審決 (N01 の件) 2012. 08 : 訴願審議委員会より原処分 of 取消し (N01 の件) 2013. 04 : 知的財産裁判所より訴えの棄却 (N01 の件) 2013. 11 : 無効審判被請求 (N02 の件) 2013. 12 : 無効審判被請求の答弁書提出 (一) (N02 の件) 2014. 12 : 無効審判被請求の答弁書提出 (二) (N02 の件) 2015. 04 : 知的財産局より無効審判不成立の審決 (N02 の件)</p>
本件要点	<p>1. 本件特許は自転車用スプロケットの特許である。無効審判請求人は同時に係争特許の EPO 対応案について EPO に無効審判を請求したので、本件特許の重要さがあきらかである。知的財産局が無効審判成立の処分を下したが、弊所が訴願段階でクライアントの逆転勝利を勝ち取り、無効審判成立の結果を覆した。このような逆転勝利の結果は、目下わが国での訴訟成功率が 1 割の状況ではとても珍しい。また無効審判請求人が後に知的財産裁判所に訴訟を提起しても、知的財産裁判所はやはり訴えを棄却した。無効審判請求人はその後、またその他の無効審判の証拠を収集した上、係争特許について二件目の無効審判を請求したが、同様に知的財産局より無効審判不成立の審決が下された。</p> <p>2. 本件の争点は、いずれも無効審判証拠及び係争特許が共に自転車用スプロケットであり、技術分野も同一だが、いずれの証拠の設計も達成できる効果と係争特許とが同一ではないだけでなく、さらに互いに矛盾しており、その分野において通常知識を有している者にそれ等を組み合わせる動機が生じ難いことである。弊所は訴願会を上記の観点を受け入れるよう説得することに成功し、クライアントのために逆転勝利を勝ち取った。</p>

Example work 3

本件摘要	ある日本の製薬会社製造業者が経済部知的財産局に無効審判を請求し、ある日本の化学原料製業者（弊所クライアント）の特許を取り消すよう求めた。案件は経済部知的財産局による審理を経て無効審判不成立の審決が下された（弊所のクライアント勝訴）。
弊所担当者	林志剛弁護士/弁理士 高山峰弁理士 廖文慈弁護士/弁理士 張麗卿特許エンジニア
他所協力部分	N/A
期日	2014. 07 : 無効審判を請求される 2014. 09 : 無効審判被請求の答弁書 (一) 提出 2015. 07 : 知財局より無効審判不成立の処分

<p>本件要点</p>	<p>係争特許は、ある化合物の水晶型及び製法の発明特許である。無効審判請求人は日本においても同時に係争特許の日本対応案件に対し無効審判を請求したので、本件特許が重要であることは明確である。無効審判請求人は全部で無効審判証拠 10 件を提出したが、弊所はいくつかの実験結果類型の無効審判証拠の証拠能力に反論することに成功し、係争特許の無効審判請求が提起された後の一年以内に知財局から無効審判不成立の処分が下され、クライアントのために、その特許の有効性を完璧、且つ迅速に維持した。</p>
--------------------	--

Example work 4

<p>本件摘要</p>	<p>ある日本自転車製造会社（弊所のクライアント）が、經濟部知財局に他のあるドイツ自転車製造会社による特許を取消す旨の無効審判を請求した。請求事件は經濟部知財局で審理された後、無効審判請求成立の処分が下された（弊所のクライアント勝利）。被請求人はその後、經濟部訴願審議委員会に訴願を提起したが、訴願会は知財局の処分を維持し、被請求人の訴願を棄却した（弊所のクライアント勝訴）。被請求人はこれを不服として知的裁判所に訴えたが、知的裁判所に訴えが棄却された（弊所のクライアント勝訴）。被請求人はその後、最高行政裁判所に上訴を提起したが、最高行政裁判所からも上訴が棄却された。全案件は弊所のクライアントが最終的に勝訴判決を受けた。被請求人には上訴の提出機会がなくなった。</p>
<p>弊所担当者</p>	<p>高山峰弁理士 廖文慈弁護士/弁理士 蔡爾修弁理士</p>
<p>他所協力部分</p>	<p>N/A</p>
<p>期日</p>	<p>2008. 06 : 無効審判請求 2011. 10 : 相手方より初回特許請求の範囲の訂正請求 2012. 01 : 無効審判請求理由補充書（一）提出 2012. 04 : 面接実施 2012. 06 : 無効審判請求理由補充書（二）提出 2012. 08 : 相手方より第二回特許請求の範囲の訂正請求 2013. 08 : 知財局より無効審判成立の審決 2014. 02 : 經濟部訴願審議委員より訴願棄却 2014. 04 : 被請求人より知的財産裁判所に提訴 2014. 07. 01 : 知的財産裁判所にて準備手続き 2014. 07. 24 : 知的財産裁判所にて口頭弁論 2014. 08. 07 : 知的財産裁判所より原告の訴え棄却 2015. 05. 21 : 最高行政裁判所より原告の上訴棄却</p>
<p>本件要点</p>	<p>係争特許は自転車用のドライブチェーンに関する特許であり、弊所がクライアントの代理で無効審判請求後、相手方が 2011 年に初回特許請求の範囲の訂正を請求し、特許請求</p>

	<p>の範囲を縮減した。しかし、その後弊所がクライアントの代理で理由補充書を提出し、並びに知財局の審査委員に面接を申し込んで、関連の技術問題の解説説明をしたところ、相手方も審査委員の強力な要求に迫られたので、仕方なく再び大幅に特許請求の範囲を縮減し、特許請求の範囲の訂正を再請求した。それでもなお、知財局から結局係争特許に進歩性がないと認定され、無効審判成立の審決が下された。被請求人は經濟部訴願審議委員会に訴願を提起したが、訴願決定により訴願が棄却された。被請求人はその後、知的裁判所に提訴したが、知的裁判所は原処分及び訴願決定による無効審判成立の審決に錯誤がないと認定したので、訴えを棄却した。被請求人は最高行政裁判所に上訴を提起したが、最高行政裁判所にも上訴が棄却され、被請求人には上訴の提出機会がなくなった。全案件は弊所のクライアントが最終的に勝訴判決を受けた。</p>
--	---

Example work 5

<p>案件摘要</p>	<p>ある台湾のコネクタ製造会社が經濟部知的財産局に無効審判を請求し、ある日本コネクタ製造会社の特許を取り消すよう求めてきた。案件は經濟部知的財産局による審理を経て無効審判不成立の審決が下された（弊所のクライアント勝訴）。</p>
<p>弊所担当者</p>	<p>林志剛弁護士/弁理士 高山峰弁理士 廖文慈弁護士/弁理士 賴舜田特許エンジニア</p>
<p>他所協力部分</p>	<p>N/A</p>
<p>期日</p>	<p>2013. 08：無効審判を請求される 2013. 10：答弁理由（一）提出 2014. 01：補充理由提出 2014. 04：答弁理由（二）提出 2014. 08：知財局より無効審判不成立の審決</p>
<p>本件要点</p>	<p>係争特許は、ある回路基板用コネクタの特許であり、弊所の答弁戦略が成功し、係争特許の無効審判請求が提起された後の一年以内に知財局から無効審判不成立の処分が下された。これは実務的に滅多に見られないケースであった。クライアントのために、その特許の有効性を完璧、且つ迅速に維持した。</p>

Example work 6

案件摘要

(上記事例の続き)クライアントと侵害者による本件訴訟は、現在知的財産裁判所の一審で侵害者敗訴との判決が下った。侵害者は侵害停止及び仮処分で差し押さえられた原料及び半製品を廃棄処分するよう命じられた外、賠償金として1300万台湾ドルを賠償するよう命じられた。

侵害者は本件訴訟において先行技術を提出して係争特許に取消事由があると主張するとともに、金属部品を販売してただけで完成品を販売していないので、侵害行為はなかったと抗弁した。

知的財産裁判所は審理したうえで、侵害者が主張した先行技術では、係争特許に進歩性がないとすることができないと認定した。そして、侵害を判断する際に、証拠保全時に撮影された完成品写真と差し押さえられた半製品に基づき、当該完成品が特許権を侵害していると認めた。また、侵害者の輸出申告書にある製品名称の記載をもって、侵害者には台湾で侵害品を製造販売していた行為があったと認め、侵害者による金属部品の販売だけをしていたとの抗弁は採用できないとした。最終的に、侵害者の輸出申告書に記載された製品数量及びクライアントが主張した製品単価に基づき損害賠償が計算された。

裁判所は本件でも特許請求の範囲を解釈する原則を明示しており、それは即ち、特許請求の範囲の用語がもし当該技術に習熟した者の認知や理解するものではない場合、優先的に明細書及び図面の定義を参酌したり、又はそれに記載された発明目的、発明が解決しようとする問題、効果等に基づき当該用語の意味を理解するべきであり、明細書及び図面は発明の内容を開示して補足説明するのに用いるものである。特許請求の範囲を解釈するときは、明細書及び図面に基づき特許出願の発明内容を理解すべきである。明細書及び図面の内容からでは、特許請求の範囲の用語の意味になお疑義がある場合は、特許出願段階から特許権維持過程までの記録ファイル(内部証拠)によって、特許主務機関が付与した特許権範囲が何かを探求することができ、並びに特許権者が弁論の反覆により特許権範囲の浮動を引き起こして公益に支障をきたすことが禁止されているので、特許の権利範囲も自ずと上記内部証拠の制限を受けるはずである。しかしもし、前述明細書、図面等の内部証拠ではやはり明確に特許権の範囲を解釈できない場合に始めて上記内部証拠以外の証拠(即ち外部証拠)や原則を参酌して解釈する。つまり、もし内部証拠に基づき特許請求の範囲を解釈すれば、既に特許請求の範囲を十分に明確にできるならば、外部証拠又は他の解釈原則を考慮する必要はないのである。

弊所担当者	H. G. Chen, Attorney-at-Law and Certified Patent Attorney Y. S. Yang, Attorney-at-Law
他所協力部分	N/A
期日	Timeline: -- 2013. 08. 22 : 民事訴訟提起 2013. 10. 23 : 第1回審理 2014. 12. 05 : 第10回審理(最終弁論) 2014. 12. 31 : 裁判所による判決
本件要点	本件裁判所が、侵害者による侵害品製造販売を認定した根拠は、証拠保全において差し押さえられた侵害品であった。従って、市場を通じた公の場での入手が困難な証拠や、出所が説明できない証拠については、提訴前に証拠保全を申立て、以後の本案訴訟での有利な訴訟優勢性を確保するようお勧めする。

Example work 7

案件摘要	<p>ある米国の電子部品選別設備製造会社（特許権者）がクライアント（日本企業）及びその台湾代理会社を相手取り、知的財産裁判所に特許権侵害の民事訴訟を提起し、クライアントが台湾代理会社を通して販売している機器が特許権を侵害していると主張し、同時にクライアントとその台湾代理会社に侵害の停止並びに3億台湾ドルの損害賠償を請求した。訴訟において、特許権者は単にクライアントの製品説明書を根拠として侵害を主張したので、裁判所は第三者の会社において当該第三者がクライアントのところから購入した係争機器を検証した。特許権者が侵害を受けたと主張した特許請求項がミーンズ・プラス・ファンクションクレームであったため、双方は訴訟において係争機器にミーンズ・プラス・ファンクションクレームが開示した対応構造があるかどうかを争った。クライアントも訴訟において、先行技術を提出して係争特許は進歩性が欠如しているので取消事由があると主張した。</p> <p>裁判所は本件でミーンズ・プラス・ファンクションクレームの解釈原則を明示した。即ち次のとおり。ミーンズ・プラス・ファンクションクレームの技術特徴を解釈するときは、明細書において叙述された当該機能の完成に必要な構造、材料、動作に対応するもの及びその均等な範囲を含めるべきであるが、明細書に記載された実施例に限定するのではない。技術特徴の解釈は、明細書の中の当該機能に対応する部品の構造を含める外、なお部品と部品との間の連結関係も含めるべきであり、さもなければ請求項が規定する機能を達成することができない。また、禁反言原則（包袋禁反言原則ともいう。即ち特許の出願及び維持過程において、「特許性」と関係が</p>
------	--

	<p>あり、特許請求の範囲について行った補充、補正、訂正、応答及び答弁により、特許請求の範囲が縮減した場合、後日特許侵害訴訟において、特許権者は先に制限又は排除した部分について、再度主張することができない) に言及し、特許請求の範囲の解釈及び均等論阻害の根拠とすることができるが、禁反言原則は信義誠実の原則から来るものなので、一種の抗弁手段であり、被告が主張及び挙証責任を負うものである。</p> <p>知的財産裁判所は双方の主張を斟酌したうえで、係争製品は係争特許を侵害していないと認め、特許権者の訴えを棄却した。判決の主な理由は次のとおり。：係争製品の台座(seats)と装着案内板(seating fence)は傾斜面に設置されていないので、構造が係争特許と異なる。なお且つ係争特許は傾斜を利用した構造で、重力を利用して部品をひっくり返して台座に落とし入れるが、係争製品は垂直面で回転し、重力を利用して部品を自然に台座に落とし入れることができないので、明らかに係争特許の技術特徴(c)の手段を使用しておらず、よって係争製品と係争特許技術特徴(c)の手段は実質的に差異があり、その構造の均等な範囲に入らない。この外、特許権者は係争製品と係争特許はいずれも半真空吸引装置により部品を台座に装着するので均等論の適用があると主張したものの、裁判所は特許権者が特許異議手続きの際に既に、半真空吸引構造は吸気フィーダーの手段としてはならないと主張しているので、侵害を判断するときは、「部品を台座に装着する」という対応手段を半真空吸引力の利用に拡張してはならず、よって均等論の適用がないと認定した。</p>
<p>弊所担当者</p>	<p>H. G. Chen, Attorney-at-Law and Certified Patent Attorney Y. S. Yang, Attorney-at-Law</p>
<p>他所協力部分</p>	<p>N/A.</p>
<p>期日</p>	<p>Timeline : -- 2013. 05. 03: 特許権者が民事訴訟を提起 2013. 11. 26: 第1回口頭弁論 2014. 03. 14 : 裁判所による第三者の場所における検証 2014. 12. 23: 第10回口頭弁論(弁論終結) 2014. 01. 23 : 裁判所による判決</p>
<p>本件要点</p>	<p>本件において裁判所が明示したミーンズ・プラス・ファンクションクレームの解釈原則及び禁反言原則は、特許請求の範囲の解釈及び均等論の適用範囲の見解において、いずれも当方が主張したものと同一であった。本件は請求金額が高額で案件状況も複雑であったが、弊所による強力な答弁により、クライアントは高額な賠償金の支払いを免れることができ、また間接的にクライアントの市場における競争ポジションも維持することができた。</p>

商標異議案件－1

<p>商 標 概 況</p>	<p>係争商標</p> <p>登録番号：1525263</p> <p>類 別：25</p> <p>指定商品：靴…等</p> <p>商標権者：日系・アキレス株式会社 (以下、被異議人)</p>  <p>異議申立の根拠商標：</p> <p>登録番号：923198</p> <p>類 別：25</p> <p>指定商品：靴…等</p> <p>異議申立人：イタリア系・DAINESE S. P. A.</p> 
<p>経 過</p>	<p>被異議人は2011年12月15日に“”商標（以下、係争商標）を旧商標法施行細則第13条に規定される《商品及び役務分類表》第25類『靴…』商品に指定使用し、原処分機関の經濟部知的財産局（以下、知財局）に登録を申請し、審査を経た後、商標登録が許可された。その後、異議申立人は係争商標が現行商標法第30条第1項第10号、第11号及び第12号の規定に違反するとして、異議を申立て、知財局が「異議申立の不成立」の処分を下した。</p> <p>異議申立人は不服として、訴願（日本の不服申立てに相当）を提起した結果、經濟部は2014年9月23日付経訴字第1030610811号決定書を以って「原処分を取消す。原処分機関は別途適法な処分をしなければならない」と決定した。そして、知的裁判所に行政訴訟を提起した結果、被異議人の訴え棄却の判決を下した。それに対し、被異議人は不服し、再度に上告を提起した。最高行政裁判所の審査により上告却下を受けた。</p>
<p>期 日</p>	<p>2012. 10. 01－異議申立の提起</p> <p>2014. 03. 05－知財局より異議申立の不成立</p> <p>2014. 04. 07－異議申立人より訴願申立の提起</p> <p>2014. 09. 23－經濟部訴願審議委員会より原処分廃棄</p> <p>2014. 11. 26－被異議人より行政訴訟の提起</p>

	<p>2015. 04. 29－知的財産裁判所より訴願決定の維持 2015. 05. 25－被異議人より上告提起 2015. 08. 07－最高行政裁判所より上告却下</p>
<p>本案の要点</p>	<p>本件の争点は係争商標が異議申立の根拠商標と類似を構成するかどうか、同一又は類似の商品に使用されているかどうか、係争商標と異議根拠商標との類似性はどの程度に至るか、同一又は類似に使用される際、関連する消費者に混同誤認を生じさせる虞があるかどうか、とのことである。</p> <p>(※商標法商標法第 30 条第 1 項第 10 号：「同一又は類似の商品又は役務について、他人が使用している登録商標、又は他人が先に出願した商標と同一又は類似のもので、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるものは、商標登録を受けることができない。」)</p> <p>知財局は両商標が類似せず、異議根拠商標が著名の程度に至らないので、消費者の混同誤認を引起す虞がおらず、商標法第30条第1項第10号の不登録事由を適用しないという理由で異議不成立の審決を下したが、それに対し、異議申立人が経済部訴願審議委員会に訴願申立を提起した。そして、同会は本件商標の登録が商標法第30条第1項第11、12号規定を適用しないが、両商標が同様な三角形の矢頭図形をモチーフにしたものであり、たとえ矢頭の方向及び色が異なるにしても、矢頭の末端部分が内面へ陥り、図形の真ん中に左右対称の2つの三角形があるので、同一・類似の商品を指定している類似商標に該当することが認められ、商標法第30条第1項第10号の不登録事由を適用すべきであるとして、原処分を取消し、改めて適法な処分をするという決定を下した。</p> <p>その後、知的財産裁判所は被異議人の行政訴訟を審理したところ、経済部訴願審議委員会の原処分の見解を維持して被異議人の訴えを棄却した。上記の判決に対し被異議人は不服し、上告の手続を行ったが、最高行政裁判所の審査によって原判決には法律の違反がなく、類似性が認められたことになり、上告を却下するとの結果を受けた。</p>

商標登録案件-2

<p>商標概況</p>	<p>出願商標 出願番号：100043286 類別：33 指定商品：酒（ビールを除く） 出願人：宝ホールディング株式会社</p>  <p>引例商標 登録番号：1372770 類別：33 指定商品：酒（ビールを除く）等 商標権者：個人名義・呂国松</p> 
<p>経過</p>	<p>出願人は2011年8月24日に“濤/MIO”商標（以下、係争商標）を商標法施行細則第13条に規定される《商品及び役務分類表》第33類『酒（ビールを除く）』商品に指定使用し、商標主管機関の経済部知的財産局（以下、知財局）に商標登録を出願した。知財局の審査を経て、係争商標は登録第1372770号“MIO及び図形”商標（以下、引例商標）と近似し、且つ同一・類似の酒商品を指定使用しているため、2014年3月17日付商標第353538号拒絶査定書を以って登録拒否という処分にした。</p> <p>出願人は経済部訴願審議委員会に不服として訴願を提起したが、2014年9月3日付経訴字第10306108660号決定で棄却されたため、改めて知的財産裁判所に行政訴訟を提訴した。そして、知的財産裁判所の判決結果で出願人の勝訴を下したため、知財局は上告を提起した。目下、最高行政裁判所の審査中。</p>
<p>期日</p>	<p>2011. 08. 24—商標出願 2014. 03. 17—知財局より拒絶査定 2014. 04. 18—出願人より訴願申立の提起 2014. 09. 03—経済部訴願審議委員会より訴願申立の却下 2014. 11. 05—出願人より行政訴訟の提起 2015. 04. 22—知的財産裁判所より訴願決定及び原処分廃棄 2015. 05. 18—知財局より上告の提起</p>

<p>本案の要点</p>	<p>本件の争点は係争商標が引例商標と類似を構成するかどうか、同一又は類似の商品に使用されているかどうか、係争商標と引例商標との類似性はどの程度に至るか、同一又は類似に使用される際、関連する消費者に混同誤認を生じさせる虞があるかどうか、とのことである。</p> <p>(※現行商標法商標法第 30 条第 1 項第 10 号 : 「同一又は類似の商品又は役務について、他人が使用している登録商標、又は他人が先に出願した商標と同一又は類似のもので、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるものは、商標登録を受けることができない。」)</p> <p>知財局は両商標が同じく“MIO”レターがあるため、外観、観念及び称呼において極めて近似となり、且つ両者の指定商品が同一の『酒(ビールを除く)』であり、その原料、用途、機能が相当するため、一般の社会通念及び取引市場において消費者に同一出所の商品又は関連企業、許諾関係があると誤認させやすいと認められたので、係争商標が商標法第 30 条第 1 項第 10 号の不登録事由を適用し、その登録拒否を受けた。</p> <p>その後、經濟部訴願審議委員会は原処分の見解を維持し、訴願申立の却下を下したが、知的財産裁判所は“M”英語と“10”数字からなった引例商標“M10”が係争商標の“MIO”英語と異なっており、且つ“滯”漢字と“葡萄”図形の差異によって容易に区別できると認められたので、下記の行政判決(主文)を下した。</p> <p>①訴願決定及び原処分をすべて取下げる。</p> <p>②被告(知財局)は出願第 100043286 号“滯/MIO”商標の登録出願事件につき、本判決の法律見解に基づいて別途処分しなければならない。</p> <p>③原告(出願人)によるその他の訴えを却下する。</p> <p>④訴訟費用の二分の一は被告(知財局)の負担とし、残りは原告(出願人)の負担とする。</p> <p>その後、知財局は知財裁判所の判決に対し不服し、最高行政裁判所に上告を提起している。</p>
--------------	--



Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

Copyright©201509 TIPLo Attorneys-at-Law

台灣國際專利法律事務所

10409 台北市南京東路二段 125 号 偉成大樓 7 階

7th Floor, We Sheng Building,

No.125, Nanking East Road, Sec. 2,

P.O.BOX 39-243, Taipei 10409, TAIWAN

Tel : 886-2-2507-2811 Fax : 886-2-2508-3711·2506-6971

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw <http://www.tiplo.com.tw>

TIPLo
Attorneys-at-Law